

2014年10月15日
日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

「消費者委員会 第33回 食品表示部会 資料」に関するコメントペーパー

「栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準案について」

全体的なコメント

- ・ 栄養素等表示基準値（NRV：Nutrition Reference Value）の策定は、単に食品のラベル表示を設定する役割以上に、栄養政策に関わる重大事項であると考ええる。
- ・ WHO（世界保健機関）では「食事、運動と健康に関する世界戦略」を提唱（2004年）しており、その中で栄養表示の向上についての提案が述べられている。また、消費者庁の栄養表示検討委員会においても非感染性疾患の予防の立場から、栄養表示の重要性について述べられている。
- ・ このような状況を考えると、今回の提案はわが国の健康・栄養政策に密接に関係する部分の議論であり、別途検討会を設置するなど、政府として力を注ぎ、専門的に検討すべき事項ではないかと考える。なお、健康、栄養政策については厚生労働省と共同で、さらに人、予算を割くべきと考える。

18 ページ：

「検討事項」についてのコメント

- ・ 検討事項において起案する①から⑤までの事項は、NRVs の設定においてきわめて重要であり、同時にきわめて専門的な事項である。例えば、コーデックスにおいては、このような作業に関して適格性があると認識された専門機関は、EFSA と IOM 等があげられている（残念ながら、日本の機関はあまり強い支持は得られていない）。
- ・ いずれにせよ、当部会には、この作業の妥当性を判断できる専門性はないと思われ、今回定めようとしている NRVs は権威ある基準値にはならないのではないかと危惧する。
- ・ 日本が定める NRVs が、適切な方法論に基づいて設定されるかどうか、国際的に注目されていることを踏まえると、食事摂取基準の検討に携わってきた研究者・専門家を動員し、EFSA のような原則の策定と NRVs 設定作業を行うべきと考える。
- ・ また、NRVs は、食品表示目的のみで用いられるわけではなく、健康のための適正な栄養摂取のためにも極めて重要である。このような観点から、NRVs は定期的にレビューが行われるべきと考える。

以下、コーデックス栄養表示ガイドラインの用語の引用がなされているが、語句（翻訳）や解釈（歴史的経過・現状認識）に少し違和感を覚えるものがあり、その部分について記述する。

14 ページ :

我が国の栄養素等表示基準値の比較及びコーデックス栄養表示ガイドラインの栄養参照量

① 概要

「● 付属文書：一般人口に対する ビタミン及びミネラルの 栄養参照量の設定に関する一般原則（CAC/GL 2-1985）」

について下線部の翻訳は妥当か。

- ・第 34 回 CAC (2011 年) において採択された the Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL 2-1985) の Annex: General Principles for Establishing Nutrient Reference Values of Vitamins and Minerals for the General Population は、第 36 回 CAC (2013 年) において、General Principles for Establishing Nutrient Reference Values for the General Population と改訂された。
- ・CAC/GL 2-1985 の ANNEX が対象にしている栄養素には、ビタミンおよびミネラルだけではなく、その他の栄養素も含まれている(現在ではたんぱく質)。
- ・この ANNEX の「Nutrient Reference Values」を、「栄養参照量」としているが、この値は後述するように、米国では、栄養表示における%DVのベースになっていることから、「栄養素基準値」とすべき。
- ・「general population」に対して、「一般人口」という言葉を用いているが、これは一般的ではない。「一般の人々」とすべき。

U. S. Department of Health and Human Services の Office of Disease Prevention and Health Promotion による、Dietary Guidelines for Americans, 2010 の紹介文の中に以下のような記述がある。「The Dietary Guidelines for Americans, 2010 include 23 key recommendations for the general population and 6 additional key recommendations for specific population groups, such as pregnant women.」この「general population」は、「一般の人々」と訳すのが適切ではないか。

「● 栄養参照量 (Nutrient Reference Value: NRV)」

は、「栄養素基準値 (Nutrient Reference Value: NRV)」とすべき。

「● NRV を設定する際の主要なソースとして、FAO/WHO が 提供する適切な 1 日摂取参照量 を考慮すべき」は修正すべきであろう。

- ・「提供する (provide)」は、「規定している」が適訳であろう。FAO/WHO はこれまで様々な栄養素の摂取量を定め、加盟国等に勧告してきた。
- ・「relevant」を「適切な」としているが、「関連する」が適訳であろう。
- ・「daily intake reference values」を「1 日摂取参照量」としているが、「1 日摂取量の基準値」とすべきであろう。国際的に問題となるのは、例えば WHO Guideline: Sodium intake for adults and children, 2012 の「recommended maximum level of intake of 2g/day sodium」のように、量 (level) ではなく、値 (value) である。

「● FAO/WHO 以外の広く認められた権威ある学術機関に よって提供され、最新の独立した科学のレビュー が反映された 適切な 1 日摂取参照量 についても考慮できる」は修正すべきであろう。

- ・「よって提供され」は、「由来する」(, from recognized …bodies…) とすべきである。
- ・「最新の独立した科学のレビュー」は、「当該科学 (the science) についての最新の独立したレビュー」 とすべきであろう。「the science」とは、NRV の設定に関する科学のことを言っている。
- ・「daily intake reference value」を「1 日摂取参照量」としているが、原文に忠実に「1 日摂取量の基準値」 とすべきである。
- ・「relevant」を「適切な」としているが、「関連する」が適訳。
- ・「recognized authoritative scientific bodies」を、「広く認められた権威ある学術機関」と訳しているが、この言葉は、コーデックスによって以下のように定義されていることを認識すべきである。
 …a recognized authoritative scientific body is an organization supported by a government(s) or competent national and /or regional authorities or FAO and /or WHO… (REP 13/NFSDU, para. 93)。従って、RASB (recognized authoritative scientific bodies)は、裏書き、または確認されねばならない。
 因みに、現在の候補 RASB の中で、EFSA と IOM は強く支持されているが、日本の NIHN の支持は少ない (CX/NFSDU 13/35/4, page 3)。

Scientific bodies nominated as RASB	Supporting government or authority
European Food Safety Authority (EFSA)	European Union
Institute of Medicine (IOM)	United States of America; Canada
International Zinc Nutrition Consultative Group (IZiNCG)	Thailand; UNICEF
National Health and Medical Research Council & New Zealand Ministry of Health (NHMRC/MOH)	New Zealand; Australia
National Institute of Health and Nutrition (NIHN)	Japan
Technical Working Group on Nutritional Guidelined (TWG)	Malaysia

The eWG expressed strong support for EFSA and the IOM; major support for NHMRC/MOH and IZiNCG; and some support for NIHN and TWG because of the limited supplementary information available at that recommendations was an important consideration.

「● 根拠がシステマティック・レビューによって評価されている量を優先すべき」の「量」は、前述の理由で、「値」 とすべきである。

「● 1 日摂取参照量 は、一般人口 における摂取の推奨量を反映すべき」は、修正すべきである。

- ・「1 日摂取参照量」は、「1 日摂取量の基準値」に、「一般人口」は「一般の人々」に修正すべき。

② 値の算出に用いる指標の候補

「● 1 日摂取量参照量 : NRV の設定において考慮されるかも知れない FAO/WHO 及びその他の 広く認められた権威ある学術機関 によって 提供 される 参照栄養摂取量」は、修正されるべきである。

・「1 日摂取参照量」と訳されている「Daily Intake Reference Values」とは、CAC/GL 2-1985 のセクション 2.1 に示されているように FAO/WHO や加盟国の専門機関が定めた様々な「reference nutrient intake values (基準となる栄養素の摂取量値)」のことである。

例えば米国では、DRI (Dietary Reference Intakes) Tables の中で、RDA (Recommended Dietary Allowances)、AI (Adequate Intakes)、UL (Tolerable upper intake levels)、EAR (Estimated Average Requirement)、AMDR (Acceptable Macronutrient Distribution Range) などの用語が用いられているが、これらはコーデックスの「Daily Intake Reference Values」に相当する。そしてこれらは栄養素の摂取量の計画と評価のために用いられる (United States Department of Agriculture, National Agricultural Library, Food and Nutrition Information Center)。また、特に RDA に関しては、栄養表示の %DV (Percent Daily Value) は 1968 年の RDAs をベースとなっている (National Institutes of Health, Dietary Supplement Label Database; Pennington JA and Hubbard VS: J Am Diet Assoc. 1997 Dec: 97(12): 1407-12)。従って、「Daily Intake Reference Values」である RDA は、参照量ではなく、基準値と解釈される。

それゆえ、「Daily Intake Reference Values」の訳語は「1 日摂取量に関する様々な基準値」とすべきであろう。

- ・「広く認められた権威ある学術機関」は、前述のコーデックスの定義に従うべきである。
- ・「提供」は「規定」である (provide の訳が適切でない)。
- ・「参照栄養摂取量」は、「基準となる栄養素摂取量値」となる。

「● 個別栄養素量 98 (Individual Nutrient Level 98: INL₉₈) : 特定のライフステージ及び性別集団に属する 一見健康な個人 の 98 パーセントの栄養所要量を満たすと推定される 1 日栄養摂取量」は、修正されるべきである。

- ・「Individual Nutrient Level」を「個別栄養素量」としているが、文脈から、「個体の栄養素レベル」とすべきであろう。
- ・「一見健康な個人」は、「無疾患の個体」である。

「apparently healthy」は、Human Vitamin and Mineral Requirements: Report of a joint FAO/WHO expert consultation, Bangkok, Thailand, 21 to 30 September 1998 の 3 ページに以下のように定義されている。

Apparently health refers to the absence of disease based on clinical signs and symptoms and function, normally assessed by routine laboratory methods and physical evaluation.

- ・daily intake reference value を「1 日栄養摂取量」としているが、「1 日摂取量基準値」とすべきであろう。

- ・また、この用語には重要な脚注が付いており、この概念に関して、国が異なれば、別の用語が用いられるかもしれないと述べられている。例えば、Recommended Dietary Allowance (RDA), Recommended Daily Allowance (RDA), Reference Nutrient Intake (RNI) もしくは Population Reference Intake (PRI)。この脚注は、同じページの左側の説明と関連するので省くべきではない。

16 ページ :

我が国の栄養素等表示基準値の比較及びコーデックス栄養表示ガイドラインの栄養参照量

③ 算出方法、対象

コーデックス栄養表示ガイドラインの栄養参照量

「**● 政府は**、NRV の使用、あるいは表示を目的とした独自の栄養参照量の設定において、本則の適切性及び国または地域特有のその他の因子を考慮することを 奨励」
には、一部誤訳がある。

- ・「(この Annex は) 加盟国政府に対して、(CAC/GL 2-1985 の中で定められている) NRVs を用いることを、あるいはこれとは別に、表示目的で自身の基準値を設定する際には、要求される証拠のレベルを含め、以下に述べられている一般原則の適切性、および国あるいは地域に特有の追加因子を検討することを奨励する。」とすべきである。加盟国政府が奨励するのではなく、加盟国政府は、この Annex によって奨励されているのである (Governments are encouraged (by this Annex) to use…)

「**● 例 1)** 国及び各年齢-性別 集団 の比率に関する国勢調査データを用いて、年齢-性別集団の科学に基づく 1 日参照摂取量 に加重を与えることにより、一般人口に対する人口加重値を設定」
は修正すべきであろう。

- ・「**● 例 1)** 国及び各年齢-性別グループの比率に関する国勢調査データを用いて、全年齢-性別グループに関する 1 日摂取量の科学をベースとする基準値 に加重を与えることにより、一般の人々に関する個体群 (母集団) 加重値を定めることができる。」とすべき。

「**● 例 2)** 食品表示のために 栄養 の吸収、利用、又は所要量に影響を及ぼす国又は地域特有の因子を考慮した 栄養参照量 を設定」
は修正すべきである。

- ・「**● 例 2)** 加盟国政府は、栄養素 の吸収、利用、又は所要量に影響を及ぼす国又は地域特有の因子を考慮した、食品表示のための基準値 を設定することができる。」とすべきである。

● NRVs-R

「**● (NRVs-R は) 個別栄養素量 98 (INL98) に基づくべき**」

- ・「個別栄養素量」は、「個体栄養素量」 とすべきである。

「● 特定の下位集団に対する栄養素の INL98 が設定されていない場合には、広く認められた権威ある学術機関によって設定されたその他の 参照量 又は範囲の使用を検討することが適切かもしれない。」
は修正すべきである。

・「● ある特定のサブグループ(下位集団)に対して、ある栄養素の INL98 が設定されていない場合には、RASB によって設定されているその他の 基準値 又は範囲の使用を検討することが適切かもしれない。」とすべきであろう。

「● 一般人口の NRVs-R は、36 か月齢を超える選ばれた 参照人口集団 に対する平均値を計算することにより決定すべき」は修正すべきである。

・「一般の人々の NRVs-R は、36 か月齢を超える、ある選ばれた基準母集団 (個体群) グループ に対する平均値を計算することにより決定すべき」と修正すべきであろう。「a population group」を「人口集団」とすると、「人口集団」は「population」であるので、おかしくなる。

「● 食事摂取基準のうち、どの指標を用いるか」

・に関しては、Health Canada's Proposed Changes to the Daily Values (DVs) for use in Nutrition Labelling, July 14, 2014、Institute of Medicine の Dietary Reference Intakes: Guiding Principles for Nutrition Labeling and Fortification、Nutrient Reference Values for Australia and New Zealand including Recommended Dietary Intakes (September 2005)等の文書はきわめて有益な文書である。これら参考にすべきである。

「● コーデックス委員会が 導き出した NRVs-R は、成人男性及び成人女性のそれぞれに関して 該当する最大の年齢幅に基づく」は修正すべきである。

・「● コーデックス委員会が 導き出す NRVs-R は、成人男性及び成人女性のそれぞれに関する最大の 適用可能な年齢幅をベースにしている」とすべき。コーデックス委員会は NRVs-R の誘導を継続している。

17 ページ :

(参考) コーデックス及び主要国における NRV 改定等の状況

「・コーデックス NRV は、1980 年頃に策定されており、データソースが古く、NRV 未設定の栄養素も多いことから、現在、その見直しが行われているところ。」

の記述は、正しいとしても、これまでの FAO/WHO、コーデックスおよび一部の先進的な加盟国のこれまでの努力や取組を過小評価しているように思われるので、修正すべきであろう。

・例えば、2013 年コーデックス栄養・特殊用途食品部会 CCNFSDU の報告書 (REP13/NFSDU) のパラグラフ 74 以下に、コーデックスは FAO/WHO の支援の下、最新の知見を有する米国の IOM(Institute of Medicine) のような RASB (recognized, authoritative, scientific body) からの専門的な助言を得て、また NRV

を設定する原則を絶えず改訂し、設定された NRV の見直しおよび新たな設定を行っていることが記述されている。

「・主要国（米国、オーストラリア・ニュージーランド、EU）では、推奨量をベースに NRV が設定されている。」

の記述は、先進国での状況を正確に把握し、正確な内容にすべきであろう。

- ・米国には2組の基準値（reference values）、Daily Reference Values (DRVs) と Reference Daily intakes (RDIs) が存在する。DRVsは、成人と4歳以上の小児に対して、RDIs も同様であるが、設定されている、そして、たん白質は除外される。DRVs は、全脂肪、飽和脂肪、コレステロール、全炭水化物、食物繊維、ナトリウム、カリウムおよび蛋白質に関して規定されている。RDIsは、ビタミンとミネラル、および4歳未満の小児の蛋白質に関して、並びに妊婦・授乳婦に関して規定されている（US FDA, Guidance for Industry: A Food Labeling Guide (14. Appendix F: Calculate the Percent Daily Value for the Appropriate Nutrients)）。RDIs は、個体群（母集団）平均のアプローチ、即ち年齢のグループ化に従って重み付けされた RDAs の調節された平均をベースにしている。DRVs は、議論、勧告および NRC、DHHS 等のハイドラインをベースにしている（IOM: Dietary Reference Intakes, Guiding Principles for Nutrition Labeling and Fortification）。
- ・EUにおいては、2010年にEFSAから、Scientific Opinion on principles for deriving and applying Dietary Reference Values が発表され、現在この原則に従って設定作業が進んでいる。必ずしも推奨量をベースに NRV が設定されているわけではない。

以上